

官民競争入札等監理委員会
第282回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第282回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和4年6月27日（月）14:40～15:44

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 評価（案）について

○厚生労働省／能力開発基本調査

○国土交通省／宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務（観光庁）

○国税庁／東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務

○厚生労働省／医師国家試験事業等

○農林水産省／水産物流通調査業務のうち産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査

3. 「公共サービス改革基本方針（案）」について

4. 報告について

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所／情報基盤システムサービス（電子計算機システム）に係る入札結果等の報告

5. 閉 会

<出席者>

（委 員）

浅羽委員長、古笛委員長代理、石上委員、石川委員、梅木委員、小尾委員、関野委員、辻委員、中川委員、野口委員、古尾谷委員、前田委員

（事務局）

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○浅羽委員長 皆様、こんにちは。それでは、第282回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、2から4について御議論をいただきます。

それでは、議事次第2の評価（案）につきまして、御審議をいただきたいと思います。評価（案）については、事業主体からの実施状況報告に基づき、総務省が評価（案）を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

まず、小委員会Cの2件、厚生労働省／能力開発基本調査、国土交通省／宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務（観光庁）につきまして、事務局より説明をお願いします。

○長瀬参事官 それではまず、資料1を御覧ください。この事業は、厚労省の所管、能力開発基本調査の調査票の送付、回収、データ入力などの業務でございまして、今回の評価は、令和2年10月からの期間、市場化テスト第2期目の事業でございます。前の第1期におきましては、この事業は複数応札が実現しましたが、質の確保の面で課題が残りまして、第2期目の市場化テストを継続したものでございます。

その上で、今期の実施状況でございますが、まず、資料1の1ページの中ほどに書いてございます入札の結果でございます。入札不調による随意契約となりまして、競争性という面で不十分な状況でございました。また今回、この入札が行われたのは、令和2年の2月からの時期だったのですけれども、ちょうどこの時期は、まさにコロナ禍の中での調達でございまして、当初の入札が不調となった後、何度か再公告を行うこととなりまして、その過程の中で、従来の調査員調査を郵送の調査に切り替えるという、大きな業務の方法の変更も行ったというものでございました。

そうした経緯を経て事業者が選定され、進められた今回の事業でございますが、結果を見てみますと、これは資料の次のページ以降に書いてございます、特に3ページのところでございますが、目標とする回収率が達成できず、前の期に引き続いて質の面で課題が残る状況でございました。

他方、実施経費などの面については、これは4ページの（3）のところに書いてございますが、一定の削減が達成できた状況にございました。

以上のとおりということでございますが、今回の事業につきましては、競争性と確保すべき質という面で課題が残りまして。このため、資料5ページの（6）で書いてございますが、今期実現ができた経費の効率化、そういうことと両立をさせながら、競争性と質の確保を次の機会には図ること。すなわち、有効回答率を高める方策ですとか、特に参入しない事業者からは、これがネックなんだという声がございました、従来の調査員調査、これは今回は、コロナ禍の状況下で急遽郵送のやり方に切り替えたわけですが、そういった調査の実施方法についても、あらかじめ検討を加え、引き続き、市場化テストを実施すべきであるというのが、この評価（案）の結論でございます。

それが資料1でございます。

続いて、資料2、こちらでも統計調査の事業でございます。観光庁の所管の宿泊旅行統計

調査の、これも先ほどと同様の業務内容のものでございまして、こちらについては、令和3年度の単年度事業の評価、市場化テスト第1期目のものでございます。

この令和3年度の事業の状況でございますが、資料2の1ページに書いてございます、入札の結果は1者応札でございまして、競争性の面で課題がございました。

他方、2ページ以下に書いてございますが、目標回答率、これについては達成するなど、質の面では適切な内容でございました。

また実施経費、これは3ページの中ほどに(3)で書いてございますが、令和3年度については、従来経費と同額、横ばいでございました。

以上のとおり令和3年度の事業については、競争性の面で課題があったわけでございますが、最初に申しましたように、この事業は単年度の仕事でございまして、令和4年度、今年度の事業につきましては、既にこの委員会でも審議いただいた実施要項に基づいて、調達が実施済みでございます。

その結果につきましては、3ページの(3)と(4)のところそれぞれ記してございますが、今年度の入札では、まず、3者による複数応札、これが実現するとともに、前年度横ばいだった経費も、30%の削減が図られました。すなわち、前の令和3年度で課題であった競争性などの部分については、既に改善が図られた状況になっているということでございます。

以上のことを受けた上で、評価(案)の帰結というものが、資料の4ページの(6)でまとめてございます。

まず、先ほど申し上げたとおり、令和3年度の事業については、競争性の面で良好とはいえない内容でございますが、今後の時系列的な対応ということで申しますと、まず、この秋以降にやらなければなりません、次の令和5年度の事業に関しましては、先ほど申しました、令和4年度の、既に結果が出ております入札の結果の内容に鑑みまして、市場化テストの対象外とし、観光庁自らの取組として進めていただくというものでございます。

その上で、令和4年度に実施した事業の結果・成果というものを受けまして、令和4年度の事業については、全体としての評価を改めて行う。既に結果が出ております競争性とか、経費の面だけではなくて、質の面も含めて全体として終了基準を満たすものであるか否か、この辺を整理いただき、委員会でも審議をいただいた上で、市場化テストの今後の取扱いは決めるという、こういうこととしておりますのが本案の内容でございます。

2件の説明は、以上でございます。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。ただいま、御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問のある委員は、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に小委員会Aの3件、国税庁／東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務、厚生労働省／医師国家試験事業等、農林水産省／水産物流通調査業務のうち産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査につきまして、事務局より説明

をお願いします。

○長瀬参事官 続きまして、資料3を御覧いただければと思います。この事業は、東京国税局管内の税務署などが入居いたします、合わせて89の庁舎の管理・運營業務でございまして、1ページの下に書いてございますが、AからEの5つのエリアごとに調達、契約を行っているものでございまして、市場化テストは3期目に入るものでございます。

この事業は、第1期は平成23年度から行っておりましたが、その第1期の時点においては、既に良好な実施状況にあると評価をしたものでございました。しかし、その当時は、まだ市場化テストを終了させる指針・基準が未整備でございまして、当時ございました簡易な仕組み、これは、終了プロセスではなくて、新プロセスと呼んでいるものでございませぬけれども、その仕組みの下で、次の第2期、さらに平成31年度からの今の第3期も、市場化テストを継続して行っているという経緯のものでございます。

その後、市場化テストを終了させる指針については、今のものが策定されておるわけでございますが、その指針の中では、この事業のように、新プロセスに移行した事業、すなわち先ほど申しましたが、既に良好な実施結果だと確認されている事業につきましては、そうしたことを勘案して、総合的に終了の可否は判断する、こういう基準とされております。今回の評価におきましても、そうした観点から整理をさせていただきました。

以下、今期の実施状況でございます。まず、資料2ページの上から2段目にございます、今回の入札の状況といたしましては、5つのエリアのうち2つで1者応札でございました。

そして、確保すべき質、これは3ページから4ページにかけてございますが、各項目とも適切な内容でございました。

そして実施経費、これは5ページにございます。管理の対象となる庁舎が、移転などで従来と大分変わっておりますので、全体経費の比較という形は適切ではありませんことから、床面積当たりの経費ということで整理をしておりますけれども、人件費の上昇による影響分などを考慮すれば、マイナス12%の削減という状況でございます。

こうした今期の状況を踏まえた上で、そして先ほども申しました良好な実施結果となっていた過去からの経緯も含めて整理したのが、7ページ(6)の評価のまとめのところでございます。ちょうど7ページの真ん中辺り、直近の第3期においては、という辺りで書いてございますけれども、今期の入札では、先ほど申したとおり、一部で1者応札となっていたところでございますが、従前は応札をしてくれていた事業者、今回は見送った事業者などから聞き取り、確認をしたところによりますれば、今回見送ったのは、仕様の内容が問題だったというのではなく、前回までのような落札額、そういった金額では自社はとても無理だと、こういう経費面の理由からということが背景・理由として明らかになりました。すなわち、前の期までの間におきまして、この事業につきましては、競争性が確保された入札の中で価格の競争が行われ、その結果、経費の効率化が進んだと、これが今回の一部エリアでの1者応札の要因であったということでございます。

したがって、こうした観点から、この事業につきましては、実質的な競争性について

ては、備わったものであると整理をいたしまして、最初のところで申し上げました、新プロセスに移行した事業についての終了基準に照らした上、今回の事業期間をもって市場化テストを終了する、これがこの案の内容でございます。

以上が、資料3の関係でございます。

続けて、資料4、次の事業でございます。こちらは、厚労省の医師国家試験など、合わせて12の医療関連の資格試験の運營業務でございます。令和2年度からの3か年の事業の評価でございます。市場化テストを行うのは、今回が4期目でございます。1期目、2期目は、6つの資格を対象にしておりましたが、前の3期目からは、今の12資格に拡大して、市場化テストを進めてきております。以下、今回の実施状況でございます。

資料の1ページの真ん中辺りに入札の結果が書いてございます。今期は、2者の複数応募、これは前の期も同様でございます。

次が2ページ以降の記述、確保すべき質の状況などございますが、こちらについては、前の期に引き続き不十分どころが、複数の項目でございます。特にとというのが、この資料の中で下線を引いてある項目でございます。御覧いただきますと、3ページの上にある3ポツのところ。願書受付に当たって、履修科目などの受験資格に関わるような項目の確認漏れがあった。その下、4ポツ、試験当日の運営として、注意事項の説明を途中で切り上げてしまった。次のページ、本人確認の不備があったこと。さらに、次の5ページの9ポツのところ。卒業できた人を卒業延期者とした。あるいは、その逆の形で取り違いを行ってしまったことがあった、などございます。今、申し上げたような点というのは、受験者の不利益につながるような重大な事象でございまして、質が確保されているとは言い難いものでございます。

このため、6ページの一番上のところで書いてございますが、事業所管の厚労省におきましても、改善指示の発出を特に検討していると、こういう状況にあるものでもございます。

その他、実施経費については、同じ6ページから7ページで記述しております。前の3期との比較ということでございますけれども、会場借料が上昇した、追加的な人件費の支出が制度改正を受けて必要となった等の要素を勘案しますれば、マイナス8.8%の削減という状況でございました。

以上のことを受けまして結論として記述したのが、7ページ以下の内容でございます。今、申し上げたとおりでございますが、この事業は前の期に引き続き、質の確保という面で大きな課題がございました。したがって、マニュアル、研修の整備とさらなる工夫ですとか、あとは入札の在り方といたしましても、事業をきちんと公正・的確に実施できる、そういう事業者が選定できる評価の方式、これを検討することが必要であるということから、市場化テストを継続するというのが、この評価（案）の内容でございます。

続きまして、資料5の事業でございます。これは、農水省の水産物関係の2つの調査、タイトルにございます、産地ごとの用途別の出荷量調査、冷蔵水産物の在庫量調査の業務

でございます。これは、令和3年度からの3か年の事業で、市場化テストを行うのは3期目でございます。なお、3期目と申しましたが、前の2期目までは、この2つの調査だけではなく、ほかの2つの調査、合わせて4つの調査で事業全体として調達・契約を行っていましたが、その後、農水省内で調査関係の業務の担当部署の見直しが行われまして、2つの調査ずつ契約も含めて別の部署で行うことになりましたので、今期は市場化テストとしての事業も分けた形で実施をしているところでございます。以下、今回の評価の2つの事業の実施状況でございます。

まず、資料の1ページ目の真ん中、入札の状況でございますが、今期のこの事業につきましては、複数応札が実現しており、競争性が確保された状況でございました。

次が2ページから3ページの記述、質のところでございます。③の目標回収率など、それぞれの項目は、いずれも所要の水準を達成できた状況でございました。

次が実施経費、4ページのところでございます。最初も述べましたが、この事業は、これまでほかの2つの調査と一括で調達・契約を行ってございましたので、今回の事業と従来の経費との単純比較ということが難しいことから、調査の公表項目数で按分して、比較対象となる従前の経費というものを整理しました。その上で、実施経費に占めます人件費の割合を整理し、さらに関係職種における人件費上昇の影響分を含めて比較いたしました。その結果、マイナス3%の削減効果があったということでございます。

したがいまして、以上のことを受けまして、これは5ページの(5)のところで書いてございます、評価のまとめ以下で書いてございますが、本件事業については、市場化テストを終了することが適当であるというのが、本案の内容でございます。

説明は、以上でございます。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。ただいま、説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問のある委員は、御発言をお願いいたします。

○小尾委員 すみません、小尾です。

○浅羽委員長 小尾委員、お願いいたします。

○小尾委員 御説明ありがとうございます。資料4の件なのですが、これは、あまりにも評価がひどいんですけど、実施状況を見ると、これは総合評価落札方式になっているので、必ずしも価格だけではないと思うのですが、総合評価がうまく働いていないという認識なのではないでしょうか。これは、なぜ、ここまでひどい事業者が選ばれてしまったのかというのは、少し。しかも、2期連続という感じになっているので、どういう経緯で、こういう状況になっているのか、もし分かれば教えていただけますか。

○長瀬参事官 おっしゃるような問題意識で、当方も評価(案)をまとめております。総合評価落札方式で行ったのですけれども、結果として、しかも2期連続、質が確保されないような、そういう事業者が選定され業務が実施されましたので、来期における課題ということで、特に評価を、きちんと公正・的確に実施できる事業者を選定できる評価方式ということを特記をさせていただきました。今期評価を行った事業の調達に際して、総合

評価で、どの点が事業者を評価する物差しとして適切でなかったのかどうなのか等の詳しいところの把握はしていませんが、今申しました、次期の実施要項の策定に向けた宿題をこなしていただく上では、その点もしっかり、今期の評価の仕方でも適切でなかったのはどこか、そこも振り返りながら、よく精査をさせていただければと思います。

○小尾委員 ありがとうございます。多分、総合評価のところ、うまく働かなかったんですかね。だと思しますので、実際にどういう原因でこうなったのかというのを分析していただいて、それに対応するような総合評価案というか、技術評価の部分についての項目を入れていくみたいなことを、ぜひ、やっていただくようお願いしてください。

○浅羽委員長 ほかに、いかがでしょうか。

○関野委員 関野ですが、よろしいでしょうか。

○浅羽委員長 関野委員、お願いいたします。

○関野委員 御説明ありがとうございました。私も、医師国家試験の問題ですけれども、私の記憶が正しければなのですが、この業務は受付業務の本人確認のところ、必ず本人に会って、確認をするというところが、受験者からも請負業者の方からも手間がかかると、つまり郵送とかでできないのかというところの議論があったと記憶しています。厚生労働省としては、ほかの国家試験は郵送でも構わないけど、医師国家試験だけは直接受付を続けたい、というような御要望だったと記憶しているのですが、正しいでしょうか。今回の評価は、これでしょうがないとは思いますが、この受付業務について、今後改善するとか、変化をするというようなことはないのでしょうか。一応、確認しておきたいと思います。

○長瀬参事官 厚労省も、マニュアルなり、研修のやり方というのは、これまでどおりのことをやっていたら駄目だという認識がございますので、そこは、よく工夫をしたいということではございます。引き続き、こういった民間の事業者を活用しながらも、この試験というのは、特に公正な実施というのが一番大事なところでありますので、そこと両立させながらというのは、厚労省としての考え方でもございます。次の実施要項に向けてということでございますが、厚労省も、特に先ほど申しましたように、業務改善指示を特に発出するという事で重大に受け止めておりますので、当然、深い認識の上で次の実施要項に向けて、対応は整理いただくのではないかと考えております。

○関野委員 ありがとうございました。請負業者の方の希望等は、真面目に検討するという態度が必要ではないかなと思ったものですから、一言、言わせていただきました。ありがとうございました。

○浅羽委員長 ほかに委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの医師国家試験事業等に関しましては、次の実施要項に向けて、また実施要項の審議等を通じて、小委Aの案件ですけれども、小委Aの委員の皆様には、引き続き厳しくチェックしていただくということで、評価（案）そのものにつきましては、その他と同じように監理委員会として異存はないということにいたしたいと思います。

それでは、議事次第3の公共サービス改革基本方針（案）について、御審議をいただきたいと思います。

本件は、去る4月の監理委員会で御議論いただいた内容を踏まえまして、総務大臣が当委員会に付議したものでございます。それでは、本件につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○渡部事務局長 公共サービス改革基本方針案につきましては、委員会での御審議、国の行政機関等との調整を経まして、お手元の資料のように完成をいたしました。委員の先生方には、いろいろと御尽力をいただきましてありがとうございます。来月上旬には、閣議決定がなされるよう、所要の手続を進めてまいる予定でございます。

それでは、基本方針の案につきまして、参事官より、御説明をさせていただきます。

○長瀬参事官 それでは、引き続きよろしく願いいたします。今、事務局長からも申し上げたことと重なりますが、この基本方針は、去る4月のこの委員会で御議論いただきまして、その後、総務省におきまして、御議論いただいた本文の改定案と併せまして、市場化テストの対象となる個別の事業、これは別表という形で記載されておりますので、それも含めて、かつ、事業については今年の春を中心に順次評価を行っていただきましたので、今日の件も含めてでございますが、その結果も反映させながら整理を行いました。

その後、本文・別表を含めた改定案全体につきまして、関係省庁との間で確認・協議を整えた上、閣議決定を行う案を総務大臣まで諮って、資料6-1のとおり取りまとめました。そして本日、正式に総務省として、ここにお諮りする運びとなった、こういうものでございます。

今日は、別表の改定部分を中心に、私のほうから説明をさせていただければと思います。

その説明の前に、まず申し上げないといけないことなのですが、今回の基本方針に盛り込みます新規の事業のことでございます。以前のこの委員会の場では、今回の新規選定は、11の事業だと御報告を申し上げておったのですが、その中の1事業につきましては、結論として、既に平成30年の基本方針で、そのときに新規の選定事業として選んだものと同一のものでございました。事業選定を進める過程におきまして、各省庁との調整・確認が行き届いていなかった結果でございますので、遅まきながら、この機会に改めて訂正の上で、おわびをさせていただきます。事業選定の結果につきましては、この後ろの資料6-2で全体が書いてございますが、新規の選定は10事業ということでございます。申し訳ございませんでした。

その上で、本日は改めて、この10事業というものを中心に、別表の記載の順番に則して、閣議決定案の内容を御覧いただければと思います。

資料6-1でございますが、まず1つ目は、ページでいうと15ページでございます。横の紙でございますが、左側の真ん中ほどに記載の総務省の事業で、平和祈念展示資料館運営管理業務、これは新規の事業でございます。この事業は、この欄内に書いてございますが、令和5年度からの契約に向けまして、今年10月目途に、入札公告を予定すると

いうものでございます。

2つ目、これが16ページの右側に記載のものでございますが、法務省の刑事施設の運營業務でございます。これは、既存の市場化テストの事業でございますが、現在、4の刑務所などでの業務を対象としておりますけれども、新たに今回、この表の真ん中の段にございます、山口県的美祢社会復帰促進センターを対象に加えまして、令和5年度の期間中の契約に向けまして、その年の4月を目途に、入札公告を予定しておりますものでございます。

次が17ページ、左側の下の段にございます、これも法務省の事業で、更生保護WANシステムの運用管理支援業務、これは新規の事業でございます。この事業は、令和8年度からの契約に向けまして、その前の令和7年11月目途に入札公告を予定するというものでございます。

次が、18ページでございます。左側の一番下の外務省のJICAの北海道センターの建物管理・運營業務、これは、新規の事業でございます。この事業は、令和7年度からの契約に向けまして、令和6年9月目途の入札公告予定というものでございます。

次が少し飛んで、20ページの右側の真ん中辺りでございますが、「キ」というところです。文科省の所管の高エネルギー加速器研究機構の計算機等の運用管理支援及び監視業務、これは、新規の事業でございます。この事業は、令和6年度からの契約に向けて、来年の10月目途、入札公告予定というものでございます。

次がまた少し飛んで、23ページでございます。右側の一番下の段「ウ」というところで記載の厚労省所管の事業でございます。これは、テレビ会議を利用して離島などでの雇用保険の受給手続を行うための業務でございます。これは今年の新規事業ではなくて、昨年の基本方針で新たに加えたものでございまして、従前、令和5年度からの契約に向けて進めようということでございましたが、この事業に関連しましては、目下、政府の規制改革の取組の中で、雇用保険手続、これについては、離島に限らず全国トータルでのデジタル化、今の対面規制のようなものを見直すという方針で、制度について検討が進められてきております。したがって、離島などでの取扱いということに特化したこの事業につきましては、そうした議論の中で、事業それ自体の帰趨が決まってくるということでございますので、今年の基本方針の中では、今申し上げたような状況を受けて、検討を行う旨の内容とさせていただきます。

その次が、次の24ページの事業で、左側の下の段「エ」というところの厚労省の地方公共団体との連携強化に係る汎用ポータル運用等の業務、これは新規の事業でございます。この事業は、令和6年度からの契約に向けまして、その年の1月目途入札公告予定というものでございます。

次が同じページの、右側の上の段のもので、これも厚労省の事業で、労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等の業務でございますが、新規の事業でございます。これは、令和5年度からの契約に向けて、今年11月目途の入札公告予定というものでございます。

次が、26ページの事業でございます。右側の下の段記載の農水省の農業・食品産業技術総合研究機構のLANシステムのヘルプデスク業務、これは、新規の事業でございます。この事業は、令和5年度からの契約に向けまして、入札公告は、今年10月目途と予定しているものでございます。

次が少し飛んで、31ページを御覧ください。左側の「ケ」と書いてあるところでございます。これは、国交省の関東管内の行政情報システムの運営管理業務でございまして、新規の事業でございます。この事業は、令和6年度中の契約に向けて、その年の1月目途入札公告予定というものでございます。

そして同じ31ページの右側を、今度は御覧ください。下の2つの事業でございます。環境省の事業で、「イ」と「ウ」というものです。地球温暖化対策のいずれも事業ですが、1つが、技術実証事業の管理・検討等の事業委託、そしてその下の、こちらのほうは、地球温暖化対策のナレッジマネジメント事業委託のそれぞれの業務でございます。いずれも今回の新規の事業でございまして、いずれも、令和5年度からの契約に向けまして、来年1月目途に入札公告を予定というものでございます。

新規の事業などは以上でございますが、今、申し上げたそれぞれの事業のほか、この1年間の事業評価の結果、継続の取扱いとなった事業につきましては、次の入札予定、契約期間などについて、それぞれの箇所ですべての記載を行っているところでございます。

内容は以上でございまして、最初も申し上げたとおり、この改定案につきましては、今日お諮りした後、7月上旬の閣議決定に向けて、進めてまいりたいと考えているものでございます。

説明は以上でございます。

○浅羽委員長 御説明、どうもありがとうございました。ただいま、説明がありました内容につきまして、御意見、御質問のある委員は、御発言をお願いいたします。古尾谷委員、お願いいたします。

○古尾谷委員 今、御説明のあったことではないんですけれども、7ページの第3節の地方公共団体が実施する法に基づく入札のところ、前回聞き忘れたのですが、地方公共団体における法に基づく入札について、総務省において主体的な取組を資するよう呼びかけていくというお話があります。具体的に法に基づく入札というのが、地方公共団体で行われている事例があるのでしょうか。具体的にです。その場合は、何かその自治体の意向に基づいて行われているのか、一定の枠組みの中で、法に基づいて該当するという判断でなされているのか。ちょっと私も入札に関わっていたんですけども、あまりそういう経験がないので、ここの部分が、具体的に総務省、行政管理局なりから、こういうことでやってくださいとよく通知が来た場合に、扱い方に、非常に困ると思うんです。

それと、地方公共団体にとっては、入札改革というのは、議会で必ず課題になることで、例えば、土木の工事の入札などでWTO案件とか、いろいろなことがあって、今、入札は社会問題化している中で、その中で、かなり国交省からは指示が多く来ているんですね。

例えば社会保険関係の、いろいろな制度への加入状況の確認をし、入札条件にするとか、あるいは、地元業者が参入しやすいように、災害時の貢献度を総合評価で入れていくとか、入札制度そのものの工夫を行ってるほうが多いと思うんです。

その中で、ほとんどその入札が、実質的には、全て民間企業の入札ですので、ここの法に基づく、5条に基づくものというのがどれをさしているのか、具体的に示していただくと、大きな団体等では、分かりやすいのではないかと思います。

それから、WTO案件なども工事の規模で決まるのですけれども、それを逃れるために分割入札にしてしまったりですね、要するに規模が大きくなると、WTOで外国企業の参入をさせなきゃいけないので、分割して発注していくようなこともあったやに聞いていますが、そうしたことがないようにというのは基本だと思いますので、やはり国が指導し、自治体が主体的にやっていくとなると、具体的にどういうことではやってほしいんだという範囲とか具体例を明示していただいたほうが、閣議で決定して、方針として打ち出されるのは、非常に重たいものと受け止めますので、その点が、この文章だけではちょっと分かりにくいなど。あるいは、これに基づいて何か、別途通知が出てくるとか、ちょっとそこら辺の感じを教えていただければ大変参考になるんですけれども。

○長瀬参事官 おっしゃったような御指摘は、ごもっともなのでございますが、ありていに申しますと、ここ近年は、この法に基づく入札というものの運営なりやり方について、何か新しい通知などを、我々から発出したりというようなことはしておりません。

また、自治体のほうから、法に基づく入札をしたのだが、ここはこういうことでどうなんだということ、お尋ねや疑義があつて、いろいろ迷われているという直接の声も、あるわけではございません。ただ、そういう中で、委員がおっしゃったように、この法律に基づく手続だけではなくて、入札をめぐる求められる対応なり要請というのは、いろいろな部分でいろいろあつて、迷われるところもあろうかと思いますので、ちょっとその辺は、まだ我々も勉強が行き届いているところではないんですけれども、これから現場の迷われていること、あるいは迷われるのではないかとと思われるところは、よく実情を少しでも勉強させていただいた上、さらにこの閣議決定に基づいて、何か我々で、例えば通知を発するとか、何かお示しするとか、そういう必要があるのかなのかというのは、継続的に考えさせていただければと思います。

○古尾谷委員 分かりました。それを的確に示していただければ、ありがたいと思いますけれども、この中に、法に基づく入札を実施することが主体である地方公共団体に期待されるとなっておりますのでね、じゃあこれから、今やっている入札の中で、地方公共団体も国と同じように、こういう手続の下に、競争性の導入に基づく改革、基本方針の下に入札を判断する、地方には、監理委員会みたいな組織はありませんのでね、出納担当職員を入れている会計局とかそういうところが、全体管理をしていて、あとはそれぞれの入札で、入札の手続を進めていくということでございますので、これからは、この法があるのだから、法に基づく入札を実施することを進めていくんだという姿勢を示すのか、いや、そう

ではないんですよと、参考にして下さいまでなんですよということなら、そこを明確に
していただかないと、若干混乱をしますよね。

例えば、民間事業者の参入については、地方公共団体で民間事業者の参入の最初の話が
あったのは、NTTの無利子融資から始まったんですね。その次に、地方自治法の改正に
よる公物の管理に、いわゆる民間の参入を促す規定に移行して、今では、指定管理者制度
というのが全国に広まっています。ただそれも、逆に言うと、こちらで様々な形でやられ
ているように、地方のほうは競争だけの原理、価格が低額になるから採用するのだとい
うのは、だめなんです。やはり質を確保してやるということと、地方公共団体は、国もそう
でしょうけれども、自らの事業の補完として第三セクターをつくって、そこに仕事をやら
せてやってきた。その仕事を、今、民間に移そうとしているという段階ですので、非常に
過渡的な、雇用とかそういうことでは課題が多く残っているんですね。その中で、民間競
争入札という関係で、法律に基づく機関を、法の下にそのまま地方に移すことについては、
混乱を招きかねないということ、ぜひ、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○浅羽委員長 ほかの委員の方々、御意見、御質問等いかがでしょうか。

○石上委員 よろしいですか。

○浅羽委員長 石上委員、お願いいたします。

○石上委員 すみません、参考までにお聞きしたいのですが、31ページの17番の「ウ」
のこの事業について、もう少しどういう事業なのか、中身が分かれば、教えてほしいです。

○長瀬参事官 31ページの環境省の事業でございますでしょうか。

○石上委員 そうです。

○長瀬参事官 大まかな言い方で申し上げますと、「ウ」の事業というのは、地球温暖化対
策のいろいろな政策立案や検討などに必要な様々な情報収集をして、それを整理いたした
りというところが中心の内容の事業でございます。

○石上委員 すみません。これは、問合せ窓口の設置まで書いてあるんですけど、これも
入っているんですか。

○長瀬参事官 それも含めてございます。今はちょっと、その辺は申し上げませんでした
が。

○石上委員 ここは事業内容を議論するところじゃないとは思いますが、これは、いき
なり問合せ窓口を本当に設置できるのかなと、少し疑問に思いました。検証なり、先ほど
言われたような情報収集とか、1年の契約の中で、ここまで行くのだろうか、少し疑問
に思ったということなんです。

○長瀬参事官 この事業は、単年度のワンショットの事業ではございませんで、従前もあ
った事業ではございます。ただ、競争性等について問題があつて、改善の余地があるの
ではないかということで、今回は特に市場化テストの対象として、掲記させていただいてお
ります。

○石上委員 分かりました。ありがとうございます。

○浅羽委員長 辻委員、お願いいたします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。資料6-1の24ページ目でございます。24ページ目の右側(6)徴収関連業務という部分でございます。こちらの真ん中の辺り、対象範囲を拝見いたしますと、債権回収等業務でございます。この債権回収等業務というのは、すみません、この事業の概要は、まだ詳細を存じ上げないので、見当外れな質問になってしまうかもしれませんが、現状の公共サービス改革法の、たしか33条、国民年金法等の特例でございます、これに33条の4項にある弁護士法の特例を設けるような、そのような内容を想定した事業なのでございませうか。

○長瀬参事官 特例を設けようということで、今回、載せているという趣旨のものではございません。例えば、交通事故などでの、求償債権が発生したりする場合に、そういったものの徴収をどうするか等々の内容の業務ということでございます。

○辻委員 分かりました。ありがとうございます。

○浅羽委員長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○前田委員 ちょっとよろしいですか、前田ですけれども。

○浅羽委員長 前田委員、お願いいたします。

○前田委員 さっき説明があったかもしれないのですけれども、一応確認だけなのですが、今回の基本方針の中の、9ページから10ページにかけての評価の観点というところについては、これはいつもとほとんど変わっていないということですか。何か特に変えられたところってございますか。

○長瀬参事官 評価の観点ということは、変わってはございません。去年とも、ほぼ同様の内容でございます。ただ、評価に当たって踏まえるべきいろいろな点というのは、個々の事業についても申し上げておおり、いろいろな社会経済情勢などに応じて、いろいろその都度、柔軟な御判断なり、御指導もいただいております。

○前田委員 ありがとうございます。

○浅羽委員長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○古尾谷委員 よろしいでしょうか。

○浅羽委員長 古尾谷委員、はい。

○古尾谷委員 参事官に確認したいんですけども、今回、公共サービス改革基本方針を、令和4年の何月かで閣議決定するという事。通常、私どもが受け取る印象は、閣議決定すると、必ず法案改正とか追加とかそういうようなのが付随して、秋の国会とか、来年の国会とかに出てくるんですけども、そういう観点ではないということではよろしいんですね。

○長瀬参事官 はい。そういう観点のものではございません。特にコアとなる内容は、新規事業の追加、あとは卒業した事業の取扱いとか。要するに、個別事業のリストアップをどうするかというのが、毎年度必ず伴う必須の内容でございます。

○古尾谷委員 はい。

○浅羽委員長 よろしく申し上げます。

○渡部事務局長 すみません。補足でございますけど、御案内かと思いますが、この基本方針は、年1回必ず改定、見直しを行うことになっておりまして、それを踏まえて、今回お諮りさせていただいているものでございます。

○浅羽委員長 ほかに御意見、御質問のある委員は、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。

それでは、公共サービス改革法第7条第6項の規定により付議されました、公共サービス改革基本方針案につきましては、監理委員会として異議なしといたします。

なお、本基本方針は、先ほどの御説明にありましており、来る7月上旬に閣議決定される予定であります。

○事務局 どうもありがとうございました。事務局でございます。次の議事次第4の報告につきまして、御審議のほうをいただきたいと思っております。この件につきましては、直前での追加となりまして、各委員の先生方には、御面倒をおかけして申し訳ございませんでした。

それでは、小委員会Bの1件でございまして、国立特別支援教育総合研究所の情報基盤システムサービス（電子計算機システム）に係る入札結果等の報告でございます。

○飯村企画官 では、資料7を御覧いただければと思います。

1番の本事業の概要にありまして、こちらは、国立特別支援教育総合研究所、文部科学省の所管の法人なのですが、こちらが研究活動とか、研修事業とか、教育相談とか、そういった障害のあるお子様の教育に関する活動を行っているのですが、その職員や研修員が業務で使用するメールシステム、ファイルシステム等のサービスを統合したシステムの構築、保守、運用支援に関する業務でございます。

第2期が今期の事業になるんですけれども、記載のとおり、クラウドバイデフォルトの原則、あとは、働き方の改革に鑑みまして、システム全体をクラウド構成とすることを原則として、システム更新を行う方向で入札を実施いたしました。

ただ、その結果、3の（2）のとおり、入札不調となってしまいました。入札しなかった理由を事業者のほうに確認したところ、提案書の作成期間ですとか、開発期間が短いということ。あとは昨今、半導体の供給不足などがございまして、納期が保証されないというようなこと。あとは、要求しているレベルが、そもそもちょっと高過ぎるといった指摘がございました。

これらの意見を踏まえまして、再度調達に向けた当面の対応ということで、5に記載のとおりとしております。次のページを御覧ください。2期目の事業なんですけれども、ここに書いてありましており、1年間を目途に、開始時期を延期するということを考えております。併せてこれまでのシステムを随意契約で延長するということを考えております。

6の再度調達に向けた対応とありますけれども、先ほどのヒアリングの結果を踏まえまして、ここに記載のとおり提案書の作成要領の変更でありますとか、要求仕様書の変更等々を検討しているということでございます。

今後は、このように調達期間等を十分確保できるように見直しをしていくんですけども、その結果、また実施要項について変更が生じるということになりますので、また、9月上旬を目途に、小委員会のほうから再審議ということになるかということになっております。

報告ですが、以上になります。

○事務局 事務局でございます。ただいま、説明がありました内容につきまして、御意見、御質問のある委員の方は、御発言をお願いいたします。お願いいたします。

○古尾谷委員 不調状況は分かりました。それで、現場説明の申請があった3者の中に、現行システムの受託者、今後、現行システムは使用を延長されることとなりますけれども、3者の中に、その業者も含まれているということによろしいんですか。

○事務局 事務局から回答いたします。ヒアリングを行った業者については、現行の業者も含まれておりまして、そちらの意見も伺ったということでございます。

○飯村企画官 ちょっと補足させていただきますと、もともと大きなシステム更改を今期は予定しておりましたので、現行の事業者ありきで考えているわけではないということで、小委員会の審議のときには説明を受けておりました。

○事務局 よろしゅうございますでしょうか。そのほかに、御質問、御意見等がございます委員の方は、発言をお願いいたします。

御意見、御質問等ないようございましたら、これまでとさせていただきますと思います。

浅羽委員長、お取りまとめのほう、よろしくをお願いいたします。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。それでは、本報告案につきましては、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思えます。どうもありがとうございます。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。事務局から何か追加の議題等はございますか。

それでは、これで本日の監理委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

— 了 —